

為アリタリ時、評議員會、決議ニ依リ、除名スル事アルベシ

第七條

本組合員ハ、組合費トシテ、金壹圓ヲ每月末迄

ニ、船内幹事者、本組合書記ニ納入スルモノトス

組合費ヲ、元記、三種ニ區別ス

經濟費、基本積立金、故濟費

組合員ニシテ、休職中ノ者ハ、組合費、納入ラズ

船迄延期スルコトヲ得

組合員ハ、遠洋航路ニ月ヲ超過スル場合ハ、埠

港迄要スル月數ニ分一以上、組合費ヲ前

納ス可キモノトス

組合員ニシテ、六月以上、組合費、納入、義務ヲ怠リ

第八條

本組合ハ、元、役員ヲ置ク

(一) 組合長 一名

(二) 組合副長 一名

(三) 部長 (各部一名)

(四) 會計主任 一名

(五) 主事 若干名

(六) 書記 若干名

(七) 評議員 (各船各部名)

(八) 幹事 (各船各部名)

(九) 顧問 若干名

第九條

組合長 組合副長 部長 評議員ハ

免者ハ、決議ニ依リ、除名スルコトアルベシ

第五章程 (組合役員及職務権限)